

二 兼生並ニ解決月日

兼生 昭和十二年五月十四日 解決 今年五月十六日

三 事業主側

- (1) 名称 兼生 東京金庫山室製作所
- (2) 所在地 下谷区船荷町四丁目
- (3) 事業主 下谷区南船荷町四丁目 兼野六住
- (4) 事業種類 手提金庫製作
- (5) 資本金 四千円 (個人経営)
- (6) 企業系統 十ノ
- (7) 使用労働者 七名 (生地工三、仕上工四)
- (8) 労働賃銀 日給最高二二〇、最低六〇、平均一三七
- (9) 退手制度並ニ福利施設 十ノ
- (10) 事業主団体 十ノ

四 労働者側

一 参加者

六

(1) 組合関係 右六名何レモ全評関東金庫労働組合ニ加盟
 (2) 應援関係 全評関東金庫労働組合

五 兼生原因

右工場昭和十一年十月兼野六住カ山室仁太郎ヨリ引継キ
 テ経営ヲ為シ来レモノナルカ経営不振ト借款トノタメ本
 月十日概算ヲ提出シ競賣セラレ遂ニ工場閉鎖ノ止ムナキニ
 至レリ依リテ取立六名中三名ニ外交ヲ命ジタルカ之等三名
 ハ外交ノ経費ナキ者ニ外交ヲ命ルハ事実上解雇中疫ト同様
 ナリト退手ノ要求ヲ為セルニ因ル

六 経過

生地工土屋幹三部外二名ハ五月十一日外交ヲ命ゼラレタル
 カ外交ノ経費ナキ者ニ外交ヲ命スルハ事実上解雇ヲ中疫セ
 ルニ合様ナリト五月十四日午前十時三十分全評関東地区